

八王子市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市で開催される各種イベントにおいて、参加者が心停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、主催する団体への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象イベント）

第2条 AEDの貸出対象となるイベントは、市内で開催され、市民を含む複数の者が参加するスポーツ競技その他の各種イベント、祭典・式典、講習会等とする。

（対象団体）

第3条 AEDの貸出対象となる団体は、第2条に定めるイベントを主催する団体とする。

（貸出の要件）

第4条 当該イベントの開催期間中、次のいずれかの者が会場に配置されていなければならない。

- （1）医師等の医療従事者
- （2）消防署その他による、AEDを使用した救命講習等を修了している者

（貸出期間）

第5条 AEDの貸出期間は、当該イベントの開催期間及びその前後の期間とし、最長7日とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長し、又は短縮することができる。

（費用の負担）

第6条 AEDの貸出は無償とする。

（貸出の申請）

第7条 AEDの貸出を希望する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、AED貸出申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸出の承認・決定）

第8条 市長は、申請者から前条の申請を受理したときは、これを審査し、貸出を承認する場合には、AED貸出承認書（第2号様式）を交付しなければならない。重複する期間に複数の申請があった場合には、申込順により承認・不承認を決定するものとする。

(貸出中の管理)

第9条 利用者は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めること。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを処分、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸、又は譲渡しないこと。

(実績報告)

第10条 利用者は、AEDを返却する際に、AED使用実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失によってAEDを亡失し、破損又は消耗させた場合には、AED亡失等届出書(第4号様式)を市長に提出するとともに、AEDを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(返還)

第12条 市長は、次の各号に該当するとき、利用者からAEDを返還させることができる。

- (1) 利用者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 市長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第13条 市長は、AEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。